

重 要

福ト協委発第57号
令和3年8月16日

会 員 各 位

交通対策委員会
委員長 中嶋 利文



飲酒運転の撲滅を目指して！

平素は当協会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月～8月の間に福岡県ナンバーの営業用トラックが県外において、飲酒事故の事案が2件（2月：大分県、8月：長野県）発生し、減少の兆しが見えない状況が続いております。

ご承知のとおり、飲酒運転は反社会的行為であるとともに社会的信頼性を著しく失墜させることにつながるものであることから、福ト協では協会一丸となって「飲酒運転の撲滅」を目指しております。

つきましては、運転手等に対し、下記の事項について改めて周知徹底をお願いいたします。

※別添、参考までに福岡県警チラシを添付します。

記

1. 運転者の飲酒状況を把握するとともに、飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等について、具体的事例を用いて理解させること。
2. 確実な点呼の実施体制が確保できているかを確認し、必要に応じて見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に行うこと。
3. 遠隔地の点呼においては、運転者に携帯型アルコール検知器を使用させ、その結果を電話により報告させる等、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録すること。

以 上

飲酒運転は絶対しない！させない！許さない！そして見逃さない！

飲 酒 運 転 の 撲 滅

公益社団法人 福岡県トラック協会

管理者の皆さんへ

社員が飲酒運転をするかどうかは、皆さんが日頃行う細やかな気配りと目配りを利かせた指導にかかっています。

会議や朝礼の場だけでなく、機会があるときに躊躇せずに指導を行うことが大切です。



日頃の指導ポイント



- ① 酒の飲み方
- ② 酒を飲んだ翌日の出勤
- ③ 飲酒運転の代償の大きさ

【指導例】

① 酒の飲み方

- 深酒、長酒をしない
多量飲酒、遅い時間まで飲めば、酒が残り、
運転はもちろん、仕事もできない。



- 酒はすぐには抜けない

体重60kgの人の場合、ビール1杯(500mL)の処理に約4時間※かかる。単純に3杯飲めば、約12時間。夜12時に飲み終えた場合、翌日の午前中は、酒がまだ残っていることになる。

※ 処理時間は、あくまでも目安。体調や体質によっては更に時間がかかる。

② 酒を飲んだ翌日の出勤

- 車(自転車)通勤をさせない
遅刻してもいいから公共交通機関で出勤させる。



③ 飲酒運転の代償の大きさ

- 「即解雇」、「退職金なし」、「降格」など、不利益にしかならないことや家族を不幸にさせることを日頃から言い聞かせる。
- 酒気帯び運転や酒酔い運転は、罰金で済んだとしても、それぞれ50万円以下、100万円以下の罰金となる。人身事故となれば、それでは済まない可能性もある。罰金に比べれば、タクシーや運転代行にかかる料金は、遥かに安い。